

忠岡町緊急通報体制等整備事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、忠岡町緊急通報体制等整備事業に関する業務を委託するにあたり、忠岡町のニーズに即した事業を提供できる業者を公募型プロポーザル方式により調達するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 概要

(1) 業務名称

「忠岡町緊急通報体制等整備事業業務委託」

(2) 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準をもとに総合的に評価・審査し優先交渉権者を選定する。

(3) 業務内容

別紙「忠岡町緊急通報体制等整備事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付す。

(5) 提案限度額

緊急通報装置（1ヶ月1台あたり） 1,600円（税抜き）

出動員出動料（1回あたり） 5,000円（税抜き）

3. 担当窓口

忠岡町 健康福祉部 福祉課

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

電 話： 0725-22-1122

FAX： 0725-22-1129

メール： tadaokafukushi@town-tadaoka.jp

4. 参加資格

公表日現在、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

(1) 本町の「物品・役務入札参加者資格者名簿（令和7年度・令和8年度）」に登載されている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 個人情報の適正管理や情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (7) 令和7年4月1日現在において、地方公共団体が実施する本業務と同等又は類似した業務の履行実績がある等、十分な業務遂行能力や適正な執行体制を有していること。
- (8) 業務委託仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本町の指示に柔軟に対応できること。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5. 日程

(1) 実施要領等の公表	令和7年7月1日（火）
(2) 質問受付期間	令和7年7月1日（火）～7月9日（水）
(3) 参加表明受付期間	令和7年7月1日（火）～7月11日（金）
(4) 質問回答	令和7年7月10日（木）
(5) 企画提案書類等受付	令和7年7月14日（月）～7月18日（金）
(6) プレゼンテーション（審査）	令和7年7月23日（水）
(7) 選考審査結果通知	令和7年8月上旬予定
(8) 契約締結時期	令和7年8月中旬予定
(9) 業務開始	令和7年10月1日（水）

6. 質問書の提出及び受付

(1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時
- (イ) 提出書類 質問書【様式第5号】
- (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること。なお、件名は「忠岡町緊急通報体制等整備事業業務委託に係る質問書」とすること。また、質問書を提出したときは、事故防止のため、必ず電話で提出した旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

- (ア) 回答期日 令和7年7月10日(木)午後5時
- (イ) 回答方法 質問書を提出したすべての業者にメールにて送付し、ホームページにおいて公開する。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年7月11日(金)午後5時

(2) 提出書類について

参加表明書【様式第1号】(正本1部)

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(4) 参加辞退について

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合、令和7年7月18日(金)午後5時までに参加辞退届【様式第6号】を提出すること。※参加辞退届提出後は、辞退を撤回できないものとする。なお、提出期限までに下記8に掲げる必要書類が提出されない場合は、参加を辞退したものとす

る。

8. 企画提案書類等の提出

(1) 提出期限

令和7年7月18日(金)午後5時

(2) 提出書類について

(ア) 企画提案書【様式第2号】(正本1部、副本4部)

(イ) 価格見積書【様式第3号】(正本1部、副本4部)

(ウ) 過去の業務実績調書【様式第4号】(正本1部、副本4部)

①企画提案書

- ・仕様書の業務内容を踏まえて企画提案書を作成すること。
- ・1社1案としてPRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。

②価格見積書

- ・金額は消費税及び地方消費税を除いた価格を記載すること。

なお、「2. 概要(5) 提案限度額」に示す、予算上限額を超える金額の場合は失格とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

9. 審査について

(1) プロポーザルの審査

本町が別に定める「忠岡町緊急通報体制等整備事業業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という)において、提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定する。

審査日時：令和7年7月23日（水）午後予定

- ・提案者は、審査基準に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
- ・プレゼンテーションは、届出順とし、時間は参加表明書に記載されている連絡担当者に電話で連絡します。
- ・プレゼンテーションは、本業務の担当者又は責任者が行うこと。また、提案者からのプレゼンテーションの出席者は、3名までとする。
- ・プレゼンテーションの時間は、1者あたり約20分とし、その後審査会委員からの質疑応答（15分程度）を行う。
- ・プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うこと。なお、追加資料の提出及び配布は認めない。

（2）審査基準及び配点について

別紙「審査基準」を参照すること。

（3）委託候補者の選定

別紙「審査基準」に基づき審査委員会において審査し、全審査委員の合計評価点数が合計評価点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高かった提案者を優先交渉権者として選定する。

ただし、最高得点者が複数あった場合は、審査委員会の議決により優先交渉権者を選定する。

（4）審査結果の通知

審査結果は参加申込者全員に文書で通知する。また、本町ホームページにおいて公表する。

※ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせや異議等には一切応じない。

（5）企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- ③審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- ④企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- ⑤企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり審査委員会が失格と認めた場合
- ⑥その他不正行為があった場合

（6）提案者が1社のみの場合の取り扱い

提案者が1社のみの場合であっても、審査は実施する。この場合は別紙「審査基準」に基づき審査委員会が提出書類とプレゼンテーションを総合的に審査し、評価得点の総合計が6割以上の得点となった場合に、優先交渉権者として選定する。

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

12. 契約について

優先交渉権者選定後、担当課が必要と判断した場合には、企画提案の内容について協議を行うこととする。その場合は、協議が整い次第、速やかに契約締結の手続を行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

また、優先交渉権者と本町との間で協議が整わない場合、又は、委託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点の委託候補者と協議を行うこととする。

13. その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査経過や結果へのいかなる問い合わせへは応じない。
- (3) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、忠岡町情報公開条例（平成11年4月1日条例第8号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。